

若越郷土研究

1404

明治初年越前大一揆 について (上)

—その経過と特質の解明を
中心に—

三 上 一 夫

一 はじめに

明治初年の農民一揆は、明治維新政権が成立し、確立していく過程のなかから統発することは周知の通りだが、これら一揆の特質に関する研究視角については従来種々の評価がなされている。^①

ところで明治初年のいわゆる宗教一揆とみられるものに、未発を含めて三河碧海・幡豆二郡一揆(四年三月)はじめ七件が指摘されるが、それらのうち明治六年(一八七三)三月の大野・今立・坂井三郡下に及

三上 明治初年越前大一揆について

(上)

び総出動人数三万人に上る越前大一揆が、最も大規模なものとされている。しかも明治初年の一揆として著しい高揚をみせる明治六年中のすべての騒擾を対象とした場合でも、福岡県下の参加数三十万人に上る大一揆(六月)につぐほどの大規模なもので、県当局の心胆を寒からしめ、その背後の明治政権にまで少なからぬ影響を及したのである。

ところが従来この越前大一揆を「越前宗教一揆」と呼称し、一般の農民一揆とは範疇的に峻別して、真宗地帯での「護法一揆」と規定したり、明治政府の宗教政策に対する「反動一揆」乃至「反革命一揆」とみる把握の仕方から一歩も出ないものが目立っている。^②

そこでかかる宗教一揆としての特質を結論づけるために従来用いられた史料は、『明治初年農民騒擾録』(以下「騒擾録」)所収

の「明治六年大野今立坂井三郡騒擾」^③、『明治維新神仏分離史料』(以下「分離史料」)所収の「越前暴動一件」^④、「顛順師殉難録」^⑤、「暴動御請書扣」^⑥が主たるもので、ま

た一揆の概要を伝えたものに『福井県史』(三)、『福井県大野郡誌』(上)などがあげられる。

しかしこの一揆につき、官員による現地からの書翰や諸報告および敦賀県より中央政府への諸報告の控簿などの諸記録綴「暴動始終奏上簿」(以下「奏上簿」)^⑦が、昭和四十二年三月福井県三国町上錦の富永亮一郎氏(福井県立福井商業高校教諭)宅で見付かったが、それによると一揆の展開過程における具体内容が一段と鮮明にうかがわれ、とくに騒擾の現場からの生々しい報告、打ちこわしによる被害や鎮庄の状況、首謀者の口述書に加え、罪状と判決、それに当局側の一揆観など詳細に記載されており、従来の部分的に不分明な諸点を解明するうえで、極めて好都合であるばかりでなく、一揆の特質の分析視角からも甚だ貴重なものと思考される。^⑧

拙稿では、この「奏上簿」の新史料を十分活用しつつ、前述の諸史料や「撮要新聞」などの諸新聞、それにこの大一揆の発端にかかわる教部省出仕石丸八郎に関する諸記録等を併せ用い、明治初年越前大一揆が

如何にも表面は宗教一揆の様相をみせながら、本質的には明治絶対主義政権の推進過程における諸矛盾の表出・激化に対する明確な農民一揆として把握せねばならぬ論拠の一端を追究してみたい。

註

- ① 明治初年の農民一揆の研究史において、戦前は大別して、全農民層に「惣百姓」の絶対主義天皇制への対抗として把握する見解と、基本矛盾を地主・高利貸などに対する一般農民層の世直し一揆の対抗のなかに追究する見方が行なわれており、戦後の研究はこれらを基盤として推進されているとみてよい。
- ② 赤松俊秀・笠原一男『真宗史概説』（昭38・平楽寺書店刊）四三四頁
- ③ 越前大一揆の参加人数は、従来『騒擾録』や『福井県史』（三）所載の約一万人が適当とみられているが、新史料の『奏上簿』が記載する三郡下の出勤人員を集計すると三万人以上（大野郡三千余人、今立郡二万余、坂井郡約一万人）を数えるので、この方がむしろ事実に近い数字と考えたい。
- なお明治六年中の大規模な一揆としては、三十万人に上った福岡県（六月・米価騰貴による）の分と越前大一揆をのぞくと、『数万人』とも云われる北条県（現在の所管は岡山県）の徴兵令反対・穢多解放反対の一揆（五

月）と、約二万人に上る名東県（同香川県）の徴兵令反対の一揆（六月）などがあげられる。

- ④ 伊東多三郎「明治初年一向一揆の展望」（『歴史研究』一の二）、柏原裕泉「明治初年の護法一揆に就いて」（『大谷学報』二八の三・四）、赤松俊秀・笠原一男「明治初年の宗教一揆」（前掲『真宗史概説』所収）などそれぞれの論拠が、護法性と反動性に視点を据えているが、田村絃子「明治初年越前宗教一揆」（『北陸史学』十五号・昭42）では、一揆の分析を通して農民一揆の一形態にはかならぬことを論破しながらも、「明治政府に反抗する程の意識の成長はなく直接の支配者に攻撃の鋒先を向けたこと、（中略）単なる新しいものへの嫌悪感や恐怖感がたまたま宗教的不満と結びつき、県政の究白状態と相まつて、勃発したに過ぎない」（二八頁）と結論づけ、一揆の持つ反動性を強調している。
- ⑤ 土屋喬雄・小野道雄編著『明治初年農民騒擾録』（昭43・勁草書房刊）二四三―二五四頁
- ⑥ 『明治維新神仏分離史料』下巻（村上專精・辻善之助・鷲尾順敬編、昭2・東方書院刊）所収の「越前暴動一件」のなかに、「頭順師殉難録」（金森頭真編）（七四一―一八〇頁）および「暴動御請書扣」（平泉澄氏所藏）（

七八―一八二五頁）が収録されている。

- ⑦ 表紙には「明治六年（第七号）暴動一件諸報告、庶務課戸籍掛」と記載され、「第一類第五種明治七年一月ヨリ永久保存」の朱印が押されている。さらに次頁には「明治六年三月暴動始終奏上簿（第六十五号）敦賀県」の表題がついている。

その史料の価値については、福井県立図書館も重視し、郷土史料のマイクロ化の一環として一五〇コマのマイクロフィルムに収めたが、一方『福井新聞』は、昭和四十三年三月二十日付朝刊に「明治初期の農民騒動・県内の記録見つかる」の見出しで、紹介。さらに『朝日新聞』も同年四月五日付朝刊で、「県立図書館・まず宗教暴動を収録」と題する記事を掲載している。

- ⑧ この『奏上簿』は、前掲『明治初年農民騒擾録』——当時各道府県が管内諸般の事情につき調査のうえ中央に提出した『道府県史』（内閣文庫蔵）の騒擾部に含まれるものだが——に所載の「明治六年大野今立坂井三郡騒擾」を編述するさいの根本史料になったとみられる点でも極めて貴重なものである。
- ⑨ △『撮要新聞』（福井県立図書館蔵）（第三号―第十一号）明治五年九月―同六年二月
- △『東京日日』（新聞集成明治編年史・第二

卷所収、昭35・財政経済学会刊)

△「教賀県下暴動略記」(石川県の「某新聞」所載)(明治六歳一月、鈴木進道『大政官御布令録』所収・福井県立図書館蔵)

⑩ 石丸八郎に関する諸記録

『明治五年壬申七月以来、本県並に寄留地往復綴』(今立郡今立町定友、唯宝寺蔵)

『自明治五年至同八年、教部省雜綴』()

二 大一揆勃発のさいの護法的側面
この越前大一揆が、前述の通り典型的な「護法一揆」とまで従來看做されたのは、明治政権に教部省による教化政策に関連するいわゆる石丸発言を直接的契機とする向が強いのので、まず一揆勃発のさいの護法的側面について注目する必要がある。

云うまでもなく教部省は明治五年三月神祇省に代って設置されたもので、その下に「教正・講義・訓導」などの教導職があり大教宣布に当たったが、かかる教導職の重要任務は、いわゆる「三条の教則」を中心とする教説を行い、朝旨遵守すなわち天皇制絶対主義の權威を国民に滲透させ、明治政権の強力支配を推進する一翼を担ったのである。

三上 明治初年越前大一揆について (上)

ところで、このような教部省の教化方針を教賀県に徹底させようとしたのが、同省十一等出仕の石丸八郎で、確かに彼が越前大一揆を惹き起す一因を醸成したことは無視し得ないため、まず彼の教化活動によって生じた大きな波紋から検討してみたい。

石丸は今立郡定友村唯宝寺(真宗)の出身で、還俗前は良嚴といひ、弘化三年(一八四六)五月真宗本願寺で得度し、その後安政三年(一八五六)十月より肥前の教宗寺において宗学、ついで文久二年(一八六二)春より慶応三年(一八六七)冬まで凡そ六年間、豊後の豆田村広瀬塾に入塾、その間西本願寺の命で原口針水(肥後国山鹿郡内田村日渡光照寺住職勸学)に随ひ、長崎で洋学を学んだが、これはもとよりキリスト教に対する破邪対策の一環として、耶蘇教の教理、伝導状況など調査研究せんとしたもので、かれらはウィリアムスやフルベッキなどにも接近して直接研究にたづさわったもようである。

慶応三年六月の長崎でのキリスト教徒召捕の事情など詳述する「耶蘇結末記(一卷)及び崎陽茶話(附邪教始末)(一卷)」はともに良嚴の作とみられることから、彼が

如何に真剣に破邪に取組んだかがうかがわれる。

その後明治四年帰俗して同五年七月教部省に教導職として任用されたが、翌六年一月四日教部省に三十日間の帰省願を出して、郷里の今立郡定友村に帰省したのである。

石丸は一月十六日岩本村成願寺で、△唯宝寺を大滝村円成寺に預け、家内諸共東京私宅まで引越し、△教賀県では当地に小教院を基立し、いづれ官員も指向けられる予定だが、差当り岩本村成願寺を仮教院と定め、その第一重には村々町々の氏神を安置し、第二重には諸寺院の仏祖を安置し、第三重には教導職を集め、四方には長屋を立て家内眷属諸共に合併し、△宗名、寺号、門徒同行を廃して「三条宗」と称し、「三条の教則」を教導職の手で徹底させる、△差当り一月二十一日にこの仮教院において教導職の人才取調を行う、などを各寺院に申渡した。

しかも石丸の態度は甚だ強硬で、各寺院に対して必ず「三条の教則」を守るよう誓わせたのであるが、寺院側の受けた影響は

意外に大きく、僧侶のみならず檀徒にもかなりの動揺を与えたものと考えられる。

寺院側は早速二十日には杉尾村善休寺で寄合を開いたが、この「石丸発言」による廃合寺の点で僧侶側が最も危惧したのは、直接かれらの生活が脅やかされることで、このさい檀徒を擁護することよりも、むしろ僧侶自身の生活を守らんとするものであり、そのため檀徒農民たちの間に「夜叉悪鬼ノ襲来スル如クニ思フ」^⑧ほどに嫌悪感をそそる「耶蘇」の語を巧みに用いて、「彼(註、石丸)ハ耶蘇ヲ勸ムルナリ」と喧伝したものとみられる。

従って寺院側による耶蘇教反対の煽動的な言辞が檀家の農民をいたく刺激したことは無視できず、そのため「当時既ニ沸擾ノ形勢相成リ不容易次第ニ候幸ヒ出張官員居リ合セ懇々説諭ニ因テ其場ハ直チニ静穏相成候ヘ共……」(三月二十日・寺嶋権参事・村田参事・藤井権令より司法卿江藤新平あて「越前国各郡暴挙ノ景況御届」と伝えるなど、出張官員の説諭がなければ一揆も勃発しかねない険悪な情勢にまでたち至ったことが察知されよう。

さらに「人心騒然ノ際忽チ餘焰大野郡ニ傳播」(三月二十日・前掲「越前国各郡暴挙ノ景況御届」)し、大野郡下の寺院や檀徒農民の間にも少なからざる動揺を惹き起すことになる。

そのため大野側から今立方面への探索も活発化したもよう、それにともない「石丸発言」をはじめとする種々の情報に対しては、大野郡下の一揆勃発に注目すべき行動を演ずる友兼村専福寺住職の金森顯順をして、「不取敢披見するに弥々驚愕悲歎の外なし」^⑩とまで云わしめるなど、とくに寺院側に与えた影響は意外に大きかったものと考えられる。

また「自然当郡内の人心を恟々たらしめ、一つ違へば騷擾を醸しかねまじき」^⑨険悪な情勢ともなったわけで、こうしたなかで護法連判が行われるが、まさしく真宗門徒としての連帯意識に根ざした真剣な動きをみせたことは否定し得ないところである。

かかる護法連判の中心人物は、「敦賀県聴訟課調」(掛、村田参事・横地大属)、「奏上簿」所収)により、兇徒聚衆の罪状

を問われた友兼村専福寺(真宗・高田流)金森顯順(当四十一才)、上据村最勝寺(真宗・西本願寺末派)柵 専乗(当三十八才)および同村竹生五右衛門(当二十八才)の三名とみられるが、二月二十日鳴村道場に村々四十三ヶ村ほど寄合、護法連判の協議をしている。そのめざすところは、「耶蘇宗」の侵入を防ぎ、「法談御免ノ義」を出願し、「福井御支庁ニテ御採用無之候ハハ本県ハ勿論東京迄モ罷出其節ハ仏号ノ旗ヲ立銘々竹鎗等ヲ携罷出候様可致約定致シ就テハ村々連判致シ置一人ニテモ捕縛候ハハ南無阿弥陀仏ノ旗ヲ立銘々竹鎗其被外携可押出評議ニテ其場ヲ引取」(「敦賀県聴訟課調」による竹生五右衛門の口述書)っており、二十七日にはおよそ六十五ヶ村ほどが友兼村専福寺へ連判帳を持参している。

要は石丸八郎を「耶蘇宗之者」と看做して、耶蘇の侵入には断固一揆の手段で対抗することを誓うものであるが、その真のねらいとするところは、明治政権の宗教政策に教部省による教化体制をはじめとする一連の新政策に反対するものであり、福井支庁で容れられなければ敦賀県本庁、さらに

は東京の中央政府にまで強力な手段で訴えたい旨意志の統一を行ったのである。

こうした緊迫した情勢のなかで、たまたま大野町の辻々に立てられた「今般、東西両部の名号を廃停し爾後一般に神道と称すべき事、右意得之為相達候也」(一月三十日付、太政官布令)の高札をめぐり、門徒の間に種々の誤解を招いた向も考えられるが、かかる誤解が護法運動に村々を一段と結束せしめたとする諸文献の所伝は、主として寺院側からの一方的な主張——むしろ寺院側が門徒を護法に結束させる方便として喧伝したものと考えられるが——を代弁するものとみるべきであろう。

従ってこの大一揆の原因について言及する従来の諸文献が、管見する限りでは例の「石丸発言」を起点として耶蘇教反対、法談差留反対、高札に対する誤解など、すべて宗教一揆としての性格を伝えている。

ところが『奏上簿』にみる官員の諸報告のなかでは、護法的側面はもちろん指摘しているが、一方において例えば「其他百般御新政ニ出ルモノ一モ彼等ノ意ニ適セズ、且ツ今日ノ暴挙実ニ一朝一夕ノ事ニアラズ

」(三月二十日・前掲「越前国各郡暴挙之景況御届」)と云うが如き県当局の偽らざる見解こそ、この大一揆を明治政権の打出す諸政策に対する粘り強い反対運動として明確に意識したものと認めざるを得ない。

そのため、かかる性格を単なる護法一揆として規定するのは甚だ問題とすべきところで、後述する一揆の展開過程において掲げる諸要求の内容や、かれらの具体的な行動、さらに攻撃対象に視点を据えることにより一揆の特質を見究めねばならぬという分析視角が、その実態把握に当り十分検討されねばならないわけである。

註

- ① 教部省による教化の中心機構としては、大教院が芝の増上寺に設けられ、各府県に中教院、さらにその下に多くの小教院があつて諸社寺がこれに当られ、社寺に対して明治政権による末端教化を担当する行政機関としての重要任務を課したのである。
- ② 石丸八郎『本県並寄留地往復綴』(明治五年壬申七月以来・今立郡今立町定友唯宝寺蔵)
- ③ 徳重浅吉「維新前後の基督教問題と思想統一運動」(『史林』十五の四・十六の一)では、耶蘇結末記や崎陽茶話の両書とも良蔵の

著作になるものと推定している。

- ④ 石丸八郎の「辞令綴」(前掲『本県並寄留地往復綴』所収)には、明治五年七月二十八日付で、教部省十二等出仕兼権中講義に補せられている。
- ⑤ 「本県役人出張場指出候始末書写」(前掲『暴動御請書控』所収)、「分離史料」七八四—四五頁)
- ⑥ 「石丸八郎印形指戻ノ来意」(『分離史料』七八七頁)
- ⑦ 二十日の善休寺における寄合では、松成村満願寺以下十一ヶ寺が不参加で、必ずしも寺院全体の歩調が揃ったわけではなかった。「指上申御受書ノ事」(『分離史料』七八三—四頁)
- ⑧ 『撮要新聞』(第十一号・明治六年三月)
- ⑨ 『大野郡誌』(上・二二一頁)には、「今立郡(南中山村)庄境の明光寺中山了暁、頻に書を飛ばして其実兄たる本郡上庄村握最勝寺柵専乗に、其状況を急報したり」と伝えているが、単に寺院間の通報だけに止まらずとも、今立郡下の諸情勢は直ちに隣郡に響くものとみななければならない。
- ⑩ 「頭順日記」(『頭順師殉難録』所収)、「分離史料」七五二頁)には、「山内久兵衛、坂南より戻り庄境の発端よりの書面教通持来り、不取敢披見するに弥々驚愕悲歎の外

三上 明治初年越前大一揆について (上)

なし、此悲と驚とを惹起せし書状は即ち次の如し」と、「今立郡坂南之情報」を伝えてい

る。
 ⑩ 中挾村の場合を例にとると、二月二十二日に翌二十三日猪ノ嶋村道場で寄合を開くとの案内状を受けたが、その相談とは、「耶蘇宗ニ御座候哉、亦真宗紛無之哉、若真宗ニ相違無之候ハハ、調印致、友兼村迄可差出ス、調印無之候時者、上ノ庄同行一統、其村方へすすめニ参り度由被申候間、何分早々調印致：(以下略)：」(『暴動御請書控』(『分離史料』七八八―九頁))と伝えており、護法連判では上ノ庄村が中心となり相当強引な態度で村々に呼びかけている。

中挾村では「連判ニ相洩候而者、一村之難題ニモ可相成与存、一同呼寄連判可致旨申聞候処、同意仕候ニ付……」と村中こぞって調印して、申合わせ通り二十七日友兼村専福寺に届出ている。

⑪ 高札の内容は、従来の両部神道の名称を唯一樣に神道と称せよとの布告にすぎないのを、東西両部とあるのは真宗東西両本願寺、また名号とは即ち六字の尊号の事と合点し、「念仏停止と思ひ誤り、偕こそ全く仏法破却の世となりたり。」(『分離史料』七五八頁)と大いに人心の動搖を招いたといっているのである。また『撰要新聞』(第十一号・明治六年

三月)には「教部省ヨリ御布告東西両部ノ名号ヲ廢ストアルヲ誤解シ大ニ驚キ俄ニ東西本願寺モ耶蘇トナリ弥陀ノ名号廢セラルト心得驚騒惑乱物議沸騰セリ」と伝え、『大野郡誌』(上)でも「本郡の仏教徒、明治政府の宗教方針に対し、誤解する所ある上、……」(二二〇頁)とし、『大日本地誌』(『大野郡誌』所収)は、「越前の大野・今立・坂井の諸郡の小民、教部説教の意を曲解して蜂起擾乱す」(二二二頁)と述べている。

⑫ 『福井県史』(三)(五六六頁)・『大野郡誌』(上・二二四―五頁)・『分離史料』(七五八―九頁)・『撰要新聞』(十一号)などいづれも、高札に対する誤解が護法連判に村々を結束させたことを伝えている。

三 大一揆発後の経過について

(一) 大野郡下の一揆

そこで越前大一揆発後の経過を一揆側の動向と県側の動向を中心に關係史料によりまとめてみることにする。

大野郡下の土民の間に一揆を誘発するよ

うな險悪な情勢が漲つていたとの報知に接した福井支庁では、「其魁首ヲ捕縛嚴謹致候得者、其他ハ恐怖解散可致ノ見込」(六日「私状ヲ以テ支庁ヨリ本課宛報知」)〔以下報告・届書・書翰などにつき、それらを所収する文献名の記載なきものはすべて『暴動始終奏上簿』のなかに綴じられている〕を以て、四日支庁の中村高致(等外二等出仕)に命じ邏卒十名を率いて大野まで出張させたところ、「凡百五十人友兼村専福寺へ屯集シ夜路頭ニ見張ヲ置キ居其勢ヲ援クル村々凡六・七ヶ村ニモ及ブ」(前掲六日「本課宛報知」)という甚だ不穏な動靜を探知したのである。^①

① ところで『騷擾録』では、これら官憲が翌五日魁首と目される上掘村(竹尾)五右衛門はじめ五名を集め説諭を加え支庁へ拉帰せんとして、その途中で五右衛門が逃亡したと伝えるが、『顯順師殉難録』では大野出張所吏員が専福寺におもむき、金森頭順を縛せんとしたが留守のため果さず、つづいて竹尾五右衛門の居宅に行き竹尾を召捕えて大野町に引上げる途中で金森に出逢い彼を召捕えたが、一方竹尾は官憲の隙をうかがい逃亡したとしている。^②『福井県史』や『大野郡誌』も、ほぼ同様な事情を伝えていますが、いづれにせよ逃亡した竹尾五右衛門が最寄りの寺院に馳付け、早鐘をついたのが機縁となつて、近辺の寺々が相伝

えて早鐘を乱打するに及び、ここに大一揆の勃発をみるに至ったというのである。

『顕順師殉難録』は一揆の徒の出勤につき、「ハヤ竹筒を吹き大鼓を叩き、竹槍手にく身繕ひし、南無阿弥陀仏の六字の紙旗又は布旗を思ひくりに押立てて、繰出す様は、其昔の石山合戦も斯やありけんと思ひやらるる許なり」と述べており、かかる一揆の大群に驚いた邏卒らは拘留していた金森頭順まで放ってしまうのである。しかも自宗他宗の差別なく行手くりに人数を加え、大野町に近づく時分には幾千という群集にふくれあがったとしているが、八日の「寺嶋権参事より史官あて報告」では、「無数ノ鐘打ヲ期トシ」楮鎗竹鎗等を携えた三千余りのものが集ってきて、邏卒を囲んで暴挙に及んだので、邏卒らは抜刀して四面から突込んでくる竹鎗を打払って防闘中終に負傷するものが続出する有様で、辛じてその場から退去せざるを得なかったという。

このさい表(1)の通り、中村高致とともに福井支庁から出向いた邏卒九名の全員が、いずれも打傷、突傷数ヶ所の被害を受ける始末であった。(十一日「寺嶋権参事より

大野派遣邏卒の被害状況 表(1)

職	被月	害日	氏名	被害箇所	職	被月	害日	氏名	被害箇所
邏卒長	3.	5	上野 弘	打傷 三ヶ所	邏卒	3.	5	岡本 賢	突傷 数ヶ所
◇	◇	◇	吉田 豊	◇ 二ヶ所	◇	◇	◇	戸村 敬一郎	◇
◇	◇	◇	中村 信	突傷 数ヶ所	捕元	◇	◇	伊藤 善吉	◇
邏卒	◇	◇	岩佐 喜十太	◇	先者				
◇	◇	◇	岩佐 教夫	◇					
◇	◇	◇	宇野 魁介	◇					

(注) 明治6年3月11日、寺嶋権参事・村田参事より史官あて報告の「別紙写」より作製。

史官あて報告」)

ついで六日には「簀笠に身をかためたる非常の装束で竹槍や兇器を携へ」(『顕順師殉難録』)た一揆の徒は、早朝より大野町に押寄せて、抜刀して威嚇する邏卒どもを追い払い、旧足羽県大野出張所をはじめ、士族内山良次郎、豪商大坂屋七太郎、木ノ本村の杉本弘(郡中総代・地券取調御用掛)、菖蒲池村の豪農正津孫十郎(六五区戸長)の居宅を襲撃して焼払い、大野町内の商法会社はじめ教導職教願寺(住職、梅原賢乗)、豪商・酒造家布川源兵衛(六三区戸長)、士族佐々木修(六四区戸長)、高札場・御布告揭示所などに徹底した打ちこわしをかけて破壊の限りをつくし、「各念仏旗ヲ把り市在横行毎戸壯者ヲ要募シ其徒頻ニ増加焰々タル勢トナル」(八日・寺嶋権参事より史官あて「管下大野郡土民騒擾届」)有様で、「邏卒手負ノ者四人」(十一日・寺嶋権参事・村田参事より史官あて届書)を数えるなど、官憲の心胆を寒からしめるほどの猛威を振ったのである。

そのため支庁在勤の大属横地安信、少属天野精成、十二等出仕菊池重威、等外二等出仕石川雪等は直ちに邏卒数名を卒いて大

野に出向いたが、一方横地大属は旧足羽集権参事千本久信に謀り、福井居住の貫属のうち一〇〇名を召集して二五名で一隊を編成のうえ現地に派遣し、かつ中村高致を本庁に遣わして参事村田氏寿の出張方を要請した。

翌七日村田参事は少属斉藤真男、等外四等出仕藤井光雄の二名を率い本庁を出発したが、支庁ではさらに福井居住の貫属六〇名を募り郡中の要所に派遣して警備を厳にするとともに、管下に告諭して一揆防備に万全を期しているため少しも疑懼狼狽せぬよういしめた。

一方石川雪は大野に乱入した農民を説諭し、三ヶ条の願書を支庁に提出することを約して、一村当りそれぞれ四・五名を大野に留め、他のものはすべて解散させた。石川は駕を飛ばし大久保村に到着したさいに天野少属の出張を聞き、願書を同氏に差出した。天野は一応願意を聴納、明日(八日)大野に出向いて農民に説諭する旨を約したので、西川忍夫(旧大野藩士)が直ちに大野の善導寺に赴き、農民代表にその旨通達した。(「石川雪大野ヨリ九日帰庁報告」)

翌八日夕刻になり、願書に対する天野少属の回答が遅れたことから、またもや土民たちが蟻集し来り、「大野市中又騒然竹槍林立立錐ノ地モ無シ」(前掲「石川雪帰庁報告」)という険悪な事態となった。

しかも土民たちは竹槍を振って天野少属の面前に迫り、村毎に葉づつ「聴納ノ証」を強請したので「敦賀県天野少属」と記載捺印のうえ「一、耶穌宗門越前国中へ布教アルベカラズ 一、於学校蟹文習学アルベカラズ 一、法説経差止メ間敷事」(前掲「石川雪報告」)と記した証書が手渡された。そのため一揆側はこれら願意のすべてが是認されたものと看做し、村々皆隊をなし歓声をあげて意気揚々と帰村したのである。

なおこのさい一史料が「(西川ガ)此度ノ沸騰ニ付テノ魁首タルモノハ敢テ捕縛処刑等ノ事ハ有之間敷ノ事ヲ誓イタル由ナリ」と伝えるなど、願意に対する証書による確約と一揆指導者の処刑は絶対しないということで、はじめに一揆の徒が退去した点からみて、——もちろんかかる確約がその場での窮地を收拾するための謀計にすぎなかつたのではあるが——この大一揆に対し

て官憲側が如何に脅威を抱いたかが如実にうかがわれるが、さらに斉藤少属をして「一時鎮静ニ相運ビ候得共、跡当分ノ義ハ何分兵威ヲ仮ラズンバ能為ス克ハサルナリ」とまで云わしめるなど、かかる一揆の勢力が強力な軍事力をからねば到底押え切れぬほどに高揚したことは卒直に認めざるを得ない。

この点、本庁では大野郡騒擾の概略を史官および大蔵省へ報告するとともに、東京在住の藤井権令へも告知し、また名古屋鎮台と大阪鎮台彦根営所に対して、一揆の鎮圧が困難な場合には「卒報次第御出兵相成度」(八日「名古屋鎮台、大阪鎮台彦根営所へ掛合案」)との緊急措置をとったが、十一日には寺嶋権参事と村田参事が合議のうえ斉藤少属を名古屋鎮台へ派遣して、至急出兵方を要請、愈々兵威を以て一揆指導者の一せい摘発の準備を進めんとした。こうした矢先、翌十二日には今立郡に大一揆の炎が俄かに燃え上ったのである。

註

① 官憲側としては「卒然我ヨリ事ヲ破リ一時彼等ヲ激シ万一分擾蜂散制シ難キニ至リ候モ

難測」き情勢にあることを認めており、また「突然捕亡吏ヲ差向ル等ノ暴激ノ処置サヘ無之キ候ハバ、県庁ノ官吏ヲ一向ニ相拒ミ彼等ヨリ暴逆ノ挙ヲ仕出シ候容子ニテモ無之」(六日・支庁より本課あて「私状ヲ以テ支庁ヨリ報知ノ写」と判断しているところから、首魁五名を呼出して支庁まで拉致せんとしたことが、直接一揆の勃発に大きな刺激を与えたものと思考される。

② 支庁に拉帰されたのは上堀村五右衛門(途中で逃亡)のほかは同村五郎右衛門、猪島村次左衛門、御給村久兵衛、友江村奥右衛門の四名である。(『騒擾録』二四三頁)

④ 一揆勃発の直接的契機となつた五右衛門の逃亡につき、『大野郡誌』(上)は「(県庁吏員が)五右衛門をば連繫して勝山に迂回し、県庁に引致せむとす、時に積雪尺余、残寒肌に硲りし、酷遇骨を刻まれむとし、歩々層所に近くを感ぜし故、せめて此苦患だにも同盟に告げむと、大野を去ること半里弱にして意を決し、懷裡の小刀を少脱して縛繩を切断し、逃げ帰り寺鐘を撞く」(二一六頁)と割と詳しく伝えている。ただし、「敦賀県聴訟課調」(『奏上簿』所収)による五右衛門の口述書では「兼テ申合ノ鐘太鼓等村々ヨリ打立……」とあり、彼自身が寺鐘を撞いたとは記していない。

三上 明治初年越前大一揆について (上)

④ 前掲「分離史料」七六一頁

⑤ 『撮要新聞』(第十一号)が掲載する「午前十時大野郡頑民一揆群起シ四方ノ鄉村ヨリ雲霞ノ如ク大野町エ蟬集シ其幾千万人ノ数ヲ知ラス、尽ク市中ニ充滿セリ」とは余りにも誇張した表現であるが、一揆の大群が押し寄せた実相は容易にうかがわれる。

なお大野町の打ちこわしが『頭順師殉難録』や『大野郡誌』(上)では「七日」となっているが、「六日」の誤りであることは『奏上簿』の記載により明らかである。

⑥ 三月七日敦賀県支庁「福井貫属へ達書案」に貫属一〇〇名の人名(第一区・第二区・第三区・第六区・第七区・第八区、各二五名)が記載されている。

なお指令役として久我次郎はじめ四名、差添に梁田八十郎はじめ四名計八名を指名し、「銃器彈藥之事、屯所之事、兵糧其他諸賄之事」を主要な任務として、一揆鎮圧の態勢をとつたのである。

⑦ 「石川雪大野ヨリ九日帰庁報告」(『奏上簿』所収)

なお西川忍夫が農民の願意に対して確約した事情につき、『大野郡誌』(上)は「時に西川忍夫、善導寺にのぞみ願意を聴取し、衆に代つて之を遂ぐる事を誓ふ、皆之を委諾す。茲に於て、忍夫、先づ、木ノ本桶屋長安

をして、七間柵屋の屋上から大声叫告せしむ。曰ク西川君負担シ玉ヘバ聴許疑ナシ、若、差違スルアラバ腹ヲ屠シテ謝セン、(以下略)と匪群耳を翫てて之を肅聴す、忍夫機逸すべからずと、ここに左右を袒き、腹を露はし、指して以て誓ふ、(以下略)」(二一七頁)と伝えるが、県側は旧大野藩士である西川の立場をうまく利用して、ドラマテックな芝居を演ぜさせたとも思考される。いずれにせよその場限りの謀計であつたことからみて、農民たちはすっかり西川の云い分に欺瞞されたわけである。

また「頭順師殉難録」(『分離史料』所収、七六三―七六四頁)では、天野少属が「藩士の中地方民に其名を知られたる西川忍夫に旨を含めて、暴徒の本拠善導寺に遣し、先づ農民蜂起の根源たる願意の筋を聞正し」たとし、桶屋長安なる者に「大音声に呼びしむるは、今回の騒動は諸人の気に入らぬ事多きより、餘儀なく起りしことなれば三丸西川殿上へ出願致されて、ハヤ何事も御間済み、此事若しも間違あらば、切腹して申訳をば致さる」との弁明までみられるが、天野少属として農民を欺瞞することにより、当座の鎮静をはかろうとした苦慮のほどがうかがわれる。

⑧ 三月八日「齊藤少属出張先ヨリ本県庶務課宛書翰」

一揆の攻撃対象 (今立郡) 表(2)

郡	村	攻撃対象	職	業	月日	打ちこわし の種類	被害状況
今立郡	小坂村	富田重右衛門	26大区小6区	長	3.12	破壊	本家1, 別座敷1, 土蔵2 (諸道具は残らず焼捨らる)
	蒔生田村	輔田治郎左衛門	〃	副戸長	〃	破壊	本家1, 土蔵2 (扉及び諸道具は残らず焼捨らる)
	東庄境村	蒲 五八郎	〃	区長	〃	破壊	住家1, 蔵1, 小部屋1, 門1 (建具, 家具残らず持出し焼失す)
	栗田部村	木津群平	24大区	区長	〃	破壊	住家1, 土蔵4, 米蔵1, 水車1, 具・量・雑具は残らず持出し焼捨らる (酒50石ばかり焼失, 建具・量・雑具は残らず持出し焼捨らる)
	〃	飯田上祐		戸長	〃	〃	住家1, 土蔵1, 米蔵1, 油蔵1 (油2石ばかり焼失)
	〃	木津次平			〃	〃	住家1, 土蔵座敷1, 離間1, 土蔵1 (建具・量まで持出し焼捨らる)
	〃	法幸次郎三郎		商	〃	破壊	店品物, 黑白砂糖10両斗, 菓子類, 多葉粉 (筆筒1, 建具6破壊)
	岩本村	小林清作			〃	焼亡	住家1, 土蔵5, 添家4
	大滝村	円藏(住職 尾山浄岳)		寺院	〃	破壊	土蔵1
	定友村	唯職(住職 宝丸了胤)		寺院	〃	焼亡	庫裏1, 釣鐘堂1, 添家1, 門1
	〃	箕輪彦兵衛			〃	〃	添家1
	〃	黒田某			〃	〃	添家1
中新庄村	妙(住職 新江浄英)		寺院	〃	焼亡	本堂1, 庫裏1, 添家1, 門1	
松成村	清願寺		寺院	〃	破壊	願1, 土蔵1, 隠居所1, 廊1, 土蔵1 (諸道具残らず焼捨らる)	
水落村	清水新右衛門		区	長	3.13	焼亡	

(注) 『奏上簿』所収の「見分書」により作製。

(但し水落村の清水新右衛門は「見分書」には記載されないうが、「3月14日午後5時発・鯖江出張庶務より本具庶務あて報告」のなかに出ている)

⑨ 一揆側として結果的には権力側の謀計にかかっていたわけだが、三月八日の時点では「欲喜措く能はず、許状を竹槍の端に縛し直前に推立て、獲矣々と声を斉し、謳歌して村々に掃れり」(『大野郡誌』上、二二八頁)という一揆側には完べきな勝利とまでみられる成果が一旦かちとられたことは認めねばならない。

(二) 今立・坂井郡下の一揆

一揆の大群が南無阿弥陀仏の旗を押立て、「二万人余ノ頑民愈集合暴戻ノ挙動甚敷」き有様で、教導職寺院はじめ区戸長の居宅や土蔵などに対して、焼却・破毀の限りを尽したのである。

その被害状況は、表②の通りであるが、まず小坂村の富田重右衛門(戸長)、勘生田村輔田治郎左衛門(副戸長)、東庄境村蒲五八郎(区長)等の居宅を破毀し、粟田部村に屯集した。さらに勢に乗じ同村の木津群平(区長)、飯田上祐(戸長)、木津次平、法幸次郎三郎等の居宅をおそって破毀をほし、つづいて定友村唯宝寺、岩本村小林清作、大滝村田誠寺等の家屋を焼亡し、さらに松成村満願寺を焼き、中新庄村妙順寺を破却した。

三上 明治初年越前大一揆について (上)

かかる一揆の蜂起に驚いた奥側では、横地大属・山田盛厚をして邏卒十名を率い粟田部村へ派出せしめ、百万説諭を尽したが、一揆側は少しも承伏しないばかりか、かえって制圧の力なきを侮慢し、終に刀鎗を以て出張官員へ相迫り邏卒三名を負傷させるに至つた。(十八日・寺嶋・村田・藤井より井上大蔵大輔あて「動乱ノ各郡鎮定ノ始末御届」)

そこで寺嶋権参事は断然武力鎮圧の方針に切り替え、かねて募り置きし鯖江貫属の壯邊を召集して進撃し、中新庄に蟄集した一揆群に対し、大砲二、三発空発したところ、農民は驚愕狼狽散乱したので、貫属たちは一応鯖江まで引揚げた。(十四日午後三時「支庁詰相馬朔郎より本県庶務あて書翰」(十五日午前十時着))

しかし緊迫した情勢にかんがみ、寺嶋権参事は大阪鎮台に使者を派遣し至急出兵方を要請したのである。

ところが翌十三日には、又もや一揆が再燃して午前七時ごろから水落村に突入、区長清水新右衛門の居宅を破毀・焼亡の挙に出たため、本庁より彦根営所に対して至急二小隊の出動方を懇請(十三日・寺嶋権参

事より彦根営所あて出兵依頼状)する一方、出張官吏、邏卒及び鯖江召募の士族等数十人が各自に刀槍を携え、奮然攻撃を加えて二十余名を捕縛し三名を負傷させたが、なお退散しないため大砲五、六発で四、五人を打倒したので、遂に一揆の徒は四方に散乱した。

このさい横越村に屯集していた農民から、二名を総代として大野郡同様の三ヶ条の願書を青竹に挟み差出したが、「素々国家ノ大業ヲ犯し罪人ニ付右願ノ向難取上候条其旨」一同に申達して、「猶此上彼是不条理申立村落横行候時ニハ敵ニ兵力ヲ以テ伐取候旨申渡候処漸ク承伏」して、午後二時前より追々退散した。

また河島村に屯集していたものも漸く散じたので、どうやら一揆は治つたものと判断し、その朝要請した彦根営所出兵の件は一先づ見合わすよう急使を馳せたのである。(十四日午後五時発「鯖江出張庶務より本県庶務あて報告」)(十五日午前六時到着)

ところが同日(十三日)午後二時ごろ九

頭竜川以北の坂井郡下の農民が各所に蜂起して、下兵庫村、森田駅の付近に多数蟬集し「弥陀の名号を記したる旗を撃げ竹槍を携へ鐘鼓を鳴らし、沿道の各村を強脅し直ちに福井へ侵入の勢」(『騒擾録』二四七頁)を示したので、福井の市街には俄かに沸擾の空気が漲った。

その飛報に驚いた福井支庁では、鈴木準道、清川 熙を加賀口へ、天野少属、石川 雪を牧ノ島口へ、福井召募の士族とともに出張させ、その他要路へは兵隊を配置し、また邏卒も派出した。(十四日午後三時発「支庁詰相馬朔郎より本県庶務あて書翰」)

天野少属らが加賀口を過ぎ荒町に向う時に、約一万人にふくれ上った一揆の徒が、竹槍で官憲を突傷したため、兵は銃を以て威嚇し舟橋まで駆逐した。

ところが橋上で一揆側が三ヶ条(大野郡と同じ)の願書を差出したが、それが拒否されると猛然と反撃に転じてきた。官憲側は銃剣を以て脅かし農民五十余名を捕縛した。(十八日・寺嶋権参事・村田参事・藤井権令より「動乱の各郡鎮定の始末御届」)

翌十四日午後一時ごろ針原村に多勢屯集したが、森田より官憲が進撃したので一揆側はついに散乱した。(前掲「相馬朔郎書翰」)

また同夜金津駅に農民凡そ一万余人屯集して近傍を煽動し動揺容易ならざる旨の情報により、菊地重威を丸岡に派遣して同所召募の士族を以て鎮圧の手筈に及んだ。

ついで十五日には早晩坂井郡九頭竜川北の農民多数が丸岡の近傍一本田村に押し寄せ、一万数千の徒が弥陀の名号の旗をかかげ鐘鼓を打鳴し金津地方より福井に向い猛進したので、菊地重威は丸岡召募の士族を以て、これをくい止めんとしたが、猛勢支え難く、空砲を放って脅かしても、なお執拗に追ってきた。そこで己むを得ず実丸を以て一人をうち斃し、また十五・六名を捕縛したため、一揆側はようやく退散した。

(『騒擾録』二四八頁)

一方川西各村の農民が川東へ渡り福井へ侵入の勢ある旨の急報に接した支庁では、直ちに河西諸道へ護衛の官憲を差出し、防禦の士一隊を河西山形村に出張させ、西北諸村響応の道を遮断させた。さらに戸長たちも説諭に尽力したため一揆の群は漸く退

散するに至ったのである。(前掲「始末御届」)

註

① 『騒擾録』(二四六頁)では「今立郡の土民も亦所々に蜂起し漸次延蔓の趣報知あり」とし、一揆の勢力は「数千の頑民」とみているが、十八日・寺嶋権参事・村田参事・藤井権令より井上天蔵大輔あて「動乱ノ各郡鎮定ノ始末御届」では「二万人余ノ頑民」を数え、三郡のうち出動人数に於て最大の規模をみせるのが注目に値する。

② 『奏上簿』所収の「見分書」では、被災者別に壊毀または焼却された建物(住家、土蔵、添家など)のそれぞれについての規模や被害物品に至るまで詳記されている。

③ 「福井支庁ヨリ来状・十三日午後五時(本庁へ)到着」(報告)にも、ほぼ同様の記載がみられる。

④ 『騒擾録』(二四七頁)では「大砲を發すること五、六丸にして頑民遂に四方に散乱す」とあるが、「十四日午後三時・支庁詰相馬朔郎より本県庶務あて書翰」(十五日午前十時着)では、下河端村に退いたのを大砲を以て狭撃、五、六発に四、五人打倒しており、單なる威嚇射撃ではなく、實際は少くとも数名は射殺したとみてよい。

⑤ 十三日夜一時発・寺嶋権参事より有馬典事

三上 明治初年越前大一揆について (上)

月 日	一揆側の動き	県側の動き
(明治六年) 三・四	<p>〇中村高致が邏卒十人を連れて大野まで出張したところ「凡ソ百五十人友兼村専福寺へ屯集シ昼夜路頭ニ見張ヲ置キ居其勢ヲ援ル村々凡六七ヶ村ニモ及ブ」有様であった。 〔六日・支庁より本課あて・私状ヲ以テ支庁ヨリ報知ノ写〕 (奏)</p>	<p>〇大野郡の土民等説教の旨意を誤解し疑惑を生ぜしを姦黠の僧侶其機に乗じ之を煽動し、郡中各所に集合する趣福井支庁へ報知あり。 (駭)</p> <p>〇福井支庁では吏員・邏卒等を派して事を未然に防がんとしたが、大野に於て暴徒に傷けられた。 (県)</p>
三・五	<p>〇福井支庁からの官憲が魁者五名を呼出し懇篤慰撫し、支庁まで召連れ、また更に専福寺住僧を召捕えんとしたところ、「豈料ン既ニ無数ノ鐘打ヲ期トシ村民各鎗竹鎗等ヲ携ヘ三千余集合シ」邏卒を囲み暴挙に及ぼんとしたので、止むを得ず抜刀し四面突込み竹鎗を打払い防闘中遂に負傷し辛じて難をのがれた。 〔八日・寺嶋権参事より史官あて報告〕 (奏)</p>	<p>〇中村高致及び邏卒上野弘・吉田豊・中村信・岩佐喜十太・岩佐静夫・宇野魁介・岡本賢・戸村敏一郎・捕亡吏伊藤善吉の十名大野へ出張し、魁首上据村五右衛門、五郎右衛門、猪島村次左衛門、御給村久兵衛、友江村奥右衛門の五名を集めて懇篤説諭を加え支庁に拉帰す。途にして据村五右衛門逃亡す。 (駭)</p> <p>〇邏卒を派し竹尾・金森等の党徒を拉致したが、途中逃走し状を聴て遂に門</p>

⑥ 前掲「相馬朔郎書翰」
⑦ 十六日・本県庶務より「管内三郡土民騒擾東京へ報知案」では、森田の衆徒より三ヶ条の願書を出したが、それが許容されないのに甚だ不満な態度を示し、舟橋の中央まで押寄せたと述べ、また前掲「相馬朔郎書翰」では、森田にて僧侶有志の者両三人頻に周旋、遂に三ヶ条の願書を出したとしているが、恐

らく仏僧などが代表して願書を差出したものと考えられる。
⑧ 「敦賀県下暴動略記」(明治六歳一月、鈴木準道『大政官御布令録』所収)には、十四日夜の舟橋における騒擾につき、「四・五千に及ぶ農民が無理に舟橋を越えんとしたので、五十人ばかりの軍隊が橋の中央で先達の者を銃剣などで川中につき落したが、後続の者が押掛けて雑沓を極め、川中に落ちる者も

数多く出て遂に退散した」と伝え、軍隊による鎮圧の手厳しさがうかがわれる。

四 一揆の動向と県側の動向

大野・今立・坂井三郡における大一揆の経過は大要以上の通りだが、一揆の動向とこれに対応する県側の動向を関係史料により一覽表にまとめると次の通りである。

○据村五右衛門等頑民を鼓動し、各寺の梵鐘を撞かしめ各自に竹槍或は猪槍を携え、三千余人集合し、邏卒を囲み暴挙に及んだ。(騷)

○事急なれば寺鐘を乱搗すとは予ての約なりしに、金森顯順等捕へられしを耳にし、間もなく此鐘声を聞く。

一搗全郡に伝はり藁笠に身を固め、竹鎗を携へ、六字の布旗をかざし、捕亡方殺せ、県吏を戮せよ、顯順等を返せと絶叫して大野町差して押出しぬ。(郡)

○五右衛門が最寄の寺院へ馳付け、しきりに早鐘をついたのが機縁となつて遠近の寺々相伝えて早鐘をつきはじめた。「ハヤ竹筒を吹き、大鼓を叩き、竹槍手にく身繕ひし、南無阿弥陀仏の

徒の暴発となつた。(県)

○邏卒等力を極め百万説諭したが、凶徒の猛勢説諭の及ぶ所でなかつたので、已むを得ず奮然抜刀し四面よりの竹槍を打払つたが、上野弘・吉田豊・中村信等皆数ヶ所の疵傷を受け、辛じて囲を出づるを得たり。

中村高致は支庁へ帰り前件の景状を報ず。(騷)

○出張所吏員が五右衛門外四人を縛し、大野町に引上げる途中、顯順に遇ひ之を拘留し、五右衛門をば連繫して勝山に迂回し県庁に引致せむとす。五右衛門は大野を去ること半里弱にして懐裡の小刀で縛繩を切断して逃げ帰り寺鐘をつく。(郡)

○出張所吏員が顯順の連判を探知し、午前四時頃専

三・六

六字の紙旗又は布旗を思ひくく押立て、繰出す様は其昔の石山合戦も斯やありけんと思ひやらる、許なり。」という有様に邏卒は驚いて顯順を放つてしまつた。一揆の農民は自宗他宗の差別なく、行手くくに人数を加え大野町に近づくころは幾千という群集をなした。(殉)

○大野町旧足羽県支庁及び士族内山良次郎、商大坂屋多一郎、旧郡中総代木下領家村杉本弘、六十五区戸長菖蒲池村農正津孫十郎等の居宅を放火し、大野町商法会社及び教導職教願寺住職梅原賢乘、六十三区戸長商布川源兵衛、六十四区戸長士族佐々木修等の家屋を破毀し、各自に弥陀の名号を記したる旗を撃げ、市在を横行し毎戸に煽動して其徒頻りに増加し、追次

福寺に闖入して証拠物件を押収せんとしたが見付けられず、しかも顯順は留守のため上握村の五右衛門の宅に到り召捕えた。

その後大野町へ引上げる途中顯順に出逢ひ之を召捕へたが、五右衛門は捕亡吏の隙をうかがい逃亡した。(殉)

○支庁在勤大属横地安信、少属天野精成、十二等出仕菊池重威、等外二等出仕石川雪等、其暴挙の趣意を取亂さんがため邏卒数名を率い大野に出張す。(騷)

○横地大属等旧足羽県樞参事千本久信に謀り、急に福井居住の士族百名を召集し邏卒に備入れ、二十五人を編して一聯となし、以て防禦に虞んがため、其地方に派遣し、且

明治初年越前大一揆について (上)

各地に波及の勢あり。

(騒)

○午前八時ごろ晒木棉の大旗に、これにつぐ輩は蓑笠に身をかためた非常の装束で竹槍や兇器を携へ、一手は春日町より一手は末吉町筋より矢庭に町家へ押寄せて、抜刀して威嚇する邏卒に対してつつかゝり、邏卒は蜘蛛の子の風に散る如く右往左往に逃失せた。(殉)

○午前七時大野郡頑民一揆群起シ四方ノ鄉村ヨリ雲霞ノ如ク大野町エ蝸集シ其幾千万人ノ数ヲ知ラズ。尽ク市中ニ充滿セリ。元支庁ヲ焼キ内山某大坂屋某ノ宅ヲ灰燼ス、戸長ノ宅ヲ破壊シ木本村杉本某ノ宅倉庫ヲ併テ焼払市中ノ豪家ヲ見掛ケ酒食ヲ強奪賞婪シ出張ノ邏卒四五名ニ深疵ヲ負ハセ、其他乱暴狼籍至ラサル所ナ

つ中村高致を本庁に遣し右の景状を報知し、参事等の出張あらんことを請う。

此夜旧大野県大参事重助、権大参事大隈潜等千本久信の宅に会し、共に防備の策を議す。

(騒)

○すでに大野町地券役所を放火し、各戸強壯の者を募り、殆ど三千人余に及び福井支庁へ襲来の勢あり。

そこでやむを得ず福井居住貫属のうち百名を雇い指令八名を置き防備態勢をとつた。

(八日・名古屋鎮台・大坂鎮台彦根管所へ掛合案)

(奏)

○午後六時頃福井支庁エ報知至ル、即刻官員馳集リ決議ノ上鎮定ノ為ニ横地大属徳山繁樹勝山道工発ス、天野少属石川雪大野

シ (撮)

○各念仏旗を把り市在横行、毎戸壯者を要募し其徒類に増加、焰々たる勢となる。

(八日・寺嶋権参事より史官あて「管下大野郡土民騒擾御届」)

(奏)

街道工発ス。 (撮)

○大野近傍より集つてきた一揆の徒は、凶器を持参し民家を放火し破壊をほしいままにして、到底説諭では鎮静が覚束ないため、邏卒吏を百人雇入れて鎮圧の態勢をとつた。

(支庁日記写・七日曉五時頃)

(奏)

三・七

○一揆の徒は、更に鎮まる模様はなく、東は油坂南は蠅帽子峠と云ふ遠方よりも、追々と馳せ加わり、一揆の人数今は幾万とも計り難く、所々に焚立る篝火の烟は、天をも焦さんばかりにて、到る所より焚出す飯に飽き酒にも酔ふて狂ひに狂ひ、益々乱暴を敢てし、イデヤ是より県庁へ向はんと、冲天の氣勢を示しぬ。

(殉)

○石川雪は一揆の農民を説諭し三ヶ条の願書を支庁に提出することを約して一村に各四・五名を大野

	<p>三・八</p>
<p>に留め他のものはすべて解散させた。 石川は駕を飛し大久保村迄到着した処、天野の出張を聞き同氏に願書を呈す。天野は願意を聴納、明日出張して説諭することにした。そこで西川忍夫(旧大野藩士)なるものが直ちに引返し大野善導寺に於て其旨諭した。 〔石川雪大野より九日帰庁報告〕 (奏)</p>	<p>○午前第七時前後暴民共愈御聞届の件相成り候哉承り度と幾千の暴民は各竹鎗を携へ再び同町善導寺門外並に市中に充滿す。 〔西川忍夫手記〕 (郡)</p> <p>○夕刻になり天野氏大野へ入る来着の期約せしより遅引に仍て、遂にまた蟻集し来り、大野市中また騒然「竹槍林立立錐ノ地モ無シ」という険悪な情勢となつた。</p>
<p>所へ報知した。</p>	<p>○すでに福井居住貫属のうち百名を雇い指令八名を置き防備態勢をとつたが、万一暴徒の鎮圧が困難な場合には、要請次第直ちに出兵の旨、名古屋鎮台及び大坂鎮台彦根宮所へ報知した。</p>
<p>西川は善導寺に於て精々制したが、「途中ヨリ引返シ妄言ヲ飾り我等ヲ欺キタリ」と一同騒然となつた。 〔石川雪大野より九日帰庁報告〕 (奏)</p> <p>○天野はやむを得ず善導寺に至つたが、一揆側は「三条願書聴納の証」を得んことを強請し、竹槍を振つて天野の面前に迫つたので、区々へ一葉づつの証書を与えることを約した。</p> <p>しかし一揆側は承知せず一村に一葉づつを得んことを強要した。 〔石川雪の前掲報告〕</p>	<p>○三条の願書につき、数百枚の許状を施しければ、村々の頑徒之を受け、情願早く既に満足し、歡喜措く能はず、許状を竹槍の端に縛し、直前に推立て、獲矣々と声を齊</p>
<p>〔八日・名古屋鎮台・大坂鎮台彦根宮所へ掛合案〕 (奏)</p> <p>○此日払曉村田參事・齊藤少属・藤井光雄等支庁へ着し、直ちに大野へ出張し途大宮駅へ至て宿す。 (騒)</p> <p>○天野は一揆側の強要により村々に一葉づつ「一、耶穌宗門越前國中へ布教アルヘカラス 一、於学校蟹文習学アルヘカラス 一、法話読経差止め間敷事」の三条を記載した証書を敦賀県天野少属と記載捺印のうえ渡したので、一揆側は一応了承し村々皆隊を為して帰村した。 〔石川雪の前掲報告〕</p> <p>○西川は「此度ノ沸騰ニ付テノ魁首タルモノハ敢テ捕縛処刑等ノ事ハ有之間敷ノ事ヲ誓イタル由ナリ</p>	

三上 明治初年越前大一揆について (上)

<p>三・九</p>	<p>し、謳歌して村々に帰れり。 (郡)</p>	<p>○三条の願書に対する採許状につき、寄集りたる暴民どもへ、夫から夫へと読み聞かせしに、斯なる上は我等の願望成就せりと、一時鎮撫の策略とは知る由もなく、一同喜びの色に充ち、それ〴〵に引取る用意して採許状をば竹槍の先きに結び付け、六字の旗と諸共に真先に押立て、意気揚々と勢を揃へ、村々へ引上げ帰る其有様は勇ましくも又気の毒の至りなり。 (殉)</p>
<p>三・九</p>	<p>「とていう。 (石川雪の前掲報告)</p>	<p>○旧大野藩士西川某、謀計を以て一旦暴徒を鎮静せしめ、天野少属情を聴て私に三箇条の願意聴許の証状を与へしかば、各歛声帰村するに至れり。 (県)</p>
<p>三・九</p>	<p>○村田参事・齊藤少属等一旦支庁へ帰り、管下へ告諭し、一揆は追々鎮静の景況にあり、接統の村落はいささかも動揺すべからず、万一浮説を信じ兎徒に應ずれば、甚だ以て相済まさざる事につき、</p>	<p>○村田参事・齊藤少属等一旦支庁へ帰り、管下へ告諭し、一揆は追々鎮静の景況にあり、接統の村落はいささかも動揺すべからず、万一浮説を信じ兎徒に應ずれば、甚だ以て相済まさざる事につき、</p>

<p>三・二二</p>	<p>〇今立郡の一揆の徒が、南無阿弥陀仏の旗を押建て身に南無阿弥陀仏の文布を着け、「二万人余ノ頭</p>	<p>〇今立郡の土民もまた所々に蜂起し漸次蔓延の報知により、横地大属・山田盛厚をして邏卒十名を率</p>
<p>三・二二</p>	<p>〇今立郡の一揆の徒が、南無阿弥陀仏の旗を押建て身に南無阿弥陀仏の文布を着け、「二万人余ノ頭</p>	<p>〇今立郡の土民もまた所々に蜂起し漸次蔓延の報知により、横地大属・山田盛厚をして邏卒十名を率</p>
<p>三・二二</p>	<p>〇今立郡の一揆の徒が、南無阿弥陀仏の旗を押建て身に南無阿弥陀仏の文布を着け、「二万人余ノ頭</p>	<p>〇今立郡の土民もまた所々に蜂起し漸次蔓延の報知により、横地大属・山田盛厚をして邏卒十名を率</p>
<p>三・二二</p>	<p>〇今立郡の一揆の徒が、南無阿弥陀仏の旗を押建て身に南無阿弥陀仏の文布を着け、「二万人余ノ頭</p>	<p>〇今立郡の土民もまた所々に蜂起し漸次蔓延の報知により、横地大属・山田盛厚をして邏卒十名を率</p>
<p>三・二二</p>	<p>〇今立郡の一揆の徒が、南無阿弥陀仏の旗を押建て身に南無阿弥陀仏の文布を着け、「二万人余ノ頭</p>	<p>〇今立郡の土民もまた所々に蜂起し漸次蔓延の報知により、横地大属・山田盛厚をして邏卒十名を率</p>

明治初年越前大一揆について (上)

区民愈集合暴戻ノ挙動甚敷く教導職中の寺院、

区戸長の家屋等を焼亡毀折し、官吏百方説諭しても少しも承伏しないばかりか、かえつて制圧の力なきを侮慢し、凶器を提携し、劫悪残虐至らざるなく、終に刀鎗を以て出張官員へ相迫り邏卒三名を負傷させるに立ち至った。

(十八日・寺嶋権参事・村田参事・藤井権令より井上大蔵大輔あて「動乱ノ各郡鎮定ノ始末御届」)

○数千の頑民等二十六大区小六区戸長小坂村富田重右衛門、同副戸長勘生田村輔田治郎左衛門、二十七大区長東庄境村蒲五八郎等の居宅を破毀し粟田部村に屯集せり。さらに勢に乗じ二十四大区区长同所木津群平、同一小区戸長飯田上祐及び

い粟田部村へ派出せしめた。(騷)

○横地大属・山田・中村邏卒など村々を説諭し粟田部に来たところ、暴徒が区长の木津群平の家財什具を取出し破却していたので、隣家の屋根に掛けてある梯子を見付け、直ちに屋根に登り大音声を以て説諭したが、暴徒はたちまち梯子を倒したのでやむを得ず辛じて潜行し鯖江まで退いた。

寺嶋権参事は断然討伐の方針をとり、兼て募り置き鯖江貫属の壯邊を召集して直ちに進撃、中新庄に蝟集した土寇を迎え大砲二・三發空放したところ、暴徒は驚愕狼狽散乱したので、速かに鯖江迄兵隊を引上げた。(十四日午後三時発「支庁詰相馬朗郎より本県庶務あて報告」)(十五日午前十時着)(奏)

木津次平、法幸次郎三郎等の居宅を破毀し、定友村唯宝寺、岩本村小林清作、大滝村円誠寺等の家屋を焼亡し、さらに松成村満願寺を焼き中新庄村妙順寺を破却した。(騷)

○暴徒等戸長宅を焼き勘生田・庄境の区長宅を襲ひ、粟田部に乱入して県官を追ひ、区長・富豪を掠略し、転じて五箇村に至り唯宝寺その他を焼き、松成・中新庄村等の寺院を焼けり。(県)

○暴動が蔓延し容易ならざりし情勢となつたので、寺嶋権参事、横地大属など出張し百方説諭方尽力したが鎮定の見込みがないため、やむを得ず鯖江貫属を募り、兵威を以て庄倒せんと大砲兩三發放

したところ暴徒は一時散乱したので、一と先鯖江まで引取つた。(福井支庁より本状十三日午後五時到着)(奏)

○寺嶋権参事急に令して大砲を空發せしむる兩三聲、暴徒等吃驚悉く散乱す。仍て一旦土族等を率ひ鯖江へ歸る。

而して使を大坂鎮台へ馳せて至急出兵あらん事を請ひ、且近時の景況を東京出張所へ報ず。(騷)

○県官等鯖江に走り土族を募つて警備せんとし、又中新庄村に進み実弾を放

三上
明治初年越前大一揆について (上)

	<p>三・一三</p>	<p>ちて暴民を退けたり。 (県)</p>
<p>○一揆の徒は午前七時頃水落村に突入し、区長清水新右衛門宅を破毀す。 〔十四日午後三時発〕支庁詰相馬朔郎より本県庶務あて書翰一〕 (十五日午前十時着) (奏)</p>	<p>○頑民等横越村に屯集したので、福井・鯖江・武生の召集士族を合し断然襲撃に及ぼんとした。 すると頑民等惣代人を以て大野郡同様三ヶ条の願書を差出し、かつ今般就縛の者を解放し、並に後日暴拳の事件一切不問に付せられんことを出願す。 (騒)</p>	<p>○本庁より史生山村萬里を彦根営所へ派遣し、至急二小隊の出兵方を要請した。 〔十三日・寺嶋権参事より彦根営所あて出兵依頼状〕 (奏)</p> <p>○ここに於て出張官吏邏卒及び鯖江召集の士族等數十人各自に刀槍を携へ奮然攻撃に及び、暴徒等手負の者三名、就縛の者二十余名、然れどもなお退散せざるを以て、鯖江士族等に命じ大砲を發すること五、六丸にして頑民遂に四方に散乱す。 時に村田参事福井召集の士族二小隊を率ひて鯖江へ出張し、且つ武生召集の士族五十名又同所へ出張す。 (騒)</p>
<p>〔前掲〕相馬朔郎書翰一〕</p> <p>○頑民等水落村の衝擊に恐怖せしや追々潰散し一時鎮定に帰した。 (騒)</p> <p>○横越村に屯集して三ヶ条願書を強請せる激徒は、福井、武生の士族に脅圧せられて潰散せり。 (県)</p>	<p>○鯖江より兵隊が出動し、抜刀三人を手負わせ、下河端村に退いたのを大砲を以て狭撃、五・六発に四、五人打倒し暴徒を散乱させた。 〔十四日午後三時発〕支庁詰相馬朔郎より本県庶務あて書翰一〕 (十五日午前十時着)</p>	<p>○凶徒衆中のうち二名総代として歎願書を青竹に挟み差出したが、もともと国家の大業を犯した罪人につき右願の向は取上げ難き旨一同へ申達した。 〔十三日夜一時発〕寺嶋権参事より有馬典事あて報告一〕 (奏)</p> <p>○上記願書三ヶ条については聞届け難き旨申渡し、猶この上彼是不条理を申立て村落を横行する場合は、兵力を以て鎮圧する旨警告したところ、一揆</p>

三上 明治初年越前大一揆について (上)

	三・一三
<p>側は漸く承伏し、午後二時前より追々退散した。また河島村に屯集していたものも漸く解散した。 〔前掲「相馬朔郎書翰」〕</p>	<p>△坂井郡▽ ○午後二時九頭竜川以北の村民等所々に蜂起して、下兵庫村、森田駅の辺へ多勢蟻集し弥陀の名号を記したる旗をかかげ、竹槍を携へ鐘鼓を鳴らし、</p>
<p>○既に縛手の者追々護送されて一般は恐懼縮身、最早や一揆再燃のおそれなくなつたので、今朝要請した彦根宮所出兵の件は先づ見合わすよう急使を馳せた。 〔十四日午後五時発「鯖江出張庶務より本県庶務あて報告」〕(十五日午前六時到着) (奏)</p>	<p>○天野少属・鈴木準道・清川瀨・石川雪等福井召集の士族と共に加賀口、牧野島口両道へ派出し、其他の要路は邏卒、捕亡吏を配置す。 (騷)</p>

<p>沿道の各村を強脅し直ちに福井へ侵入の勢飛報あり。市街ために沸擾す。 (騷)</p> <p>○天野少属等加賀口を過ぎ荒町に向ふ時に、頑民等一万人ばかり舟橋を渡り福井町端迄襲来す。 〔十八日・寺嶋権参事・村田参事・藤井権令より「動乱の各郡鎮定の始末御届」〕 (奏)</p>	
---	--

<p>○即刻加々口へは鈴木・清川、榎ノ島口へは天野・石川が出張し、その他要路へは兵隊を置き或は邏卒を配置した。 〔十四日午後三時支庁詰相馬朔郎より本県庶務あて書翰〕 (奏)</p> <p>○百方説諭に及ぶと雖も曾て聴き入れざるのみならず、竹槍を以て出張官員を突傷しそのため微罪の面々憤懣に堪えず、銃を以て打撲し直ちに舟橋まで駆逐し、尚橋上に於て応接に及びし処、彼等より種々理不尽なる願書差出すによりて聞届け難き旨縷々理解に及びけれども、遂に承服せず押来つた。</p> <p>そこでやむを得ず攻撃、暴徒は疵傷をうけ、就縛の者五十余名に及んだ。 〔上記「動乱の各郡鎮定の始末御届」〕</p>	
---	--

三上
明治初年越前大一揆について (上)

	三・一四
<p>○森田にて僧侶有志の者兩三人頗に周旋、遂に三ヶ条(大野の徒同)の願書を(様の事なり)の願書を出した。 〔前掲「相馬朔郎書翰」〕</p> <p>○森田の衆徒より三ヶ条の願書を出したが、それが許容されないのに対し甚だ不満な態度を示し、舟橋の中央まで押寄せた。 〔十六日・本県庶務より「管内三郡士民騷擾東京へ報知案」(奏)〕</p> <p>○土民の願書に対し、その願意は聞届難い旨指図し、その説諭方尽力したが、彼等は敢て承服せず舟橋中央まで進来し不逞を極めたので、やむを得ず兵隊を以て敵に打懲し追散して、森田近辺の者一人も居残らず凶徒五十二人を捕縛した。 〔前掲「相馬朔郎書翰」〕</p> <p>○夜福井藩の士族鈴木某なる者至急有志を募り隊を組み上口の浅水駅、下口は森田の舟橋にて之を支ふ。(暴)</p>	<p>○午後一時針原村へ願人多人数襲来の旨森田駅へ急報あり。 〔前掲「始末御届」〕</p> <p>○同夜金津駅に頑民凡そ一万人余屯集して近傍を煽動し動揺容易ならざる旨報告あり。 〔前掲「始末御届」〕</p> <p>○同所出張の人数繰出し直に撃散し捕縛の者同所に於て五十余人に及びり。 〔前掲「始末御届」〕</p> <p>○「恐ラクハ是切りニテ鎮靜可相成ト存居候処咄料ンヤ針原村ニ屯集候報知ニ付」森田より進撃したところ一揆の徒は散乱した。捕縛四十人ばかり。</p>
<p>○夜森田に集まつた農民どもは四・五千に及ぶ。彼等は無理に舟橋を越えんとしたので、五十人ばかりの軍隊が橋の中央で先進の者を銃剣などで川中へつき落した。しかし後続の者が押掛けるので難省を極めたが、川中に落ちる者も数多く出て遂に退散した。つづいて丸岡町へ押掛けんとしたが、警備隊による発砲を受け打払われた。この際捕縛されたもの凡そ三百人。(暴)</p> <p>〔前掲「相馬朔郎書翰」〕</p> <p>○金津の頑民に対しては、直ちに菊池重威を丸岡に遣し、同所召募の士族を以て鎮庄の手筈に及んだ。(騒)</p> <p>○此日齊藤少属名古屋鎮台より帰り寺嶋権参事に鯖江で復命す。(騒)</p>	<p>三・一五</p> <p>○早曉坂井郡九頭竜川北の頑民多数丸岡の近傍一本田村に圧迫し、將に同村農山田穰の家宅を破壊せんとし、また数千の頑民弥陀の名号の旗をかかげ鐘鼓を打鳴し、金津地方より福井に向い押し寄せんとした。(騒)</p> <p>〔前掲「始末御届」〕</p> <p>○菊池重威丸岡召募の士族とこれを路に遮り説諭を以てこれを止めんとせしが、猛勢支へ難く、因て空砲を以て之を防ぐと雖も、暴徒等毫も屈折の体無きのみならず、傲復嘲哂侮慢を極め益進み来るに因り、己むを得ず実丸を以て一人を斃し、また進む十五・六名を捕縛せ</p>

三上 明治初年越前大一揆について (上)

○河北の各村は前両郡の峰起に響應する形勢をみせ、隙に乘じ直ちに支庁に迫り強訴に及ばんとする勢いを示した。

〔十六日・前掲「東京へ報知案」〕

○ところが川西各村の頑民川東へ渡り福井へ侵入の勢ある旨報知あり。

〔前掲「始末御届」〕

○一本田村山田を襲ひ再び福井に発向したりしが、砲撃に会うて四散しまさに相呼応せんとする坂南の群庶亦発するに至らざりき。(県)

しかば暴徒等狼狽退散す。さらば金津駅に屯集の徒も皆退散したので、士族を分ち各村を巡邏し追放暴徒を逮捕していった。

〔騒〕

○直ちに河西諸道へ護衛の人数を差出し、防禦の土一隊を河西山形村に出張させ、西北諸村響応の道を遮断させた。

そのため暴徒は川北各処にて敗退の事を聞き恐怖の折柄、戸長輩尽力説諭したため漸く解散するに至った。

〔前掲「始末御届」〕

○「十五日福井支庁官員ヨリ本県ニ報知ノ趣申越候間是又不敢御届申上候。管内所々動乱容易ニ取調カタク因テ詳細ノ義ハ各郡鎮静ノ上夫々上申可仕候也」と本県庶務より(在東京本県)権令閣下(藤井勉三)あて報告している。

○「十六日・前掲「東京へ報知案」」
○此日寺嶋権参事以下諸官員鯖江を發し支庁へ着

三・一六

す。(騒)

○支庁に於て寺嶋権参事より在東京藤井権令へ、大野、今立、坂井の三郡擾乱の一条、朝廷へ対し恐懼紛ならず云々、且つ昨今三郡の景況並に今日まで就縛の者四百余人に至る云々等の大略を報知せり。(騒)

○三郡擾乱の状と就縛者四百余名に上れることを在京藤井権令に報じ次で困情を正院大藏省に稟申せり。(県)

○「三郡下の騒擾はようやく鎮定したが、この暴動は『秋毫モ県政ヲ怨ミ候ヨリ相起候而者無之候得共、只教化ノ不行届候者恐懼不勤候』とし今日迄捕縛の者四百余人」であると報じている。
(十六日夜・寺嶋直より藤井権令あて報告)

註 ○カッコ内は略号

- 『暴動始終奏上簿』
- 『明治初年農民騒擾録』
- 『頭領師殉難録』
- 『撮要新聞』

(奏) (騒) (殉) (撮)

- 『敦賀県下暴動略記』 (暴)
- 『福井県史』 (県)
- 『大野郡誌』 (上) (郡)

(福井県教育委員会指導主事)